

小樽市雪対策基本計画策定

第3回 分科会資料



※歩道除雪作業の状況
(歩道に積もった雪を、ロータリ車で車道側の雪山へ積上げる作業)

令和元年10月

小樽市雪対策基本計画策分科会 (第3回資料)

1	雪対策基本計画の構成	… 1
	(1) 目標と重点施策	… 1
2	重点施策Ⅱ 協働による雪対策	… 2
	(1) 貸出ダンプ制度の現状	…
	(2) 貸出ダンプ制度の抜本的見直しの方向性	… 4
	(3) 新たな協働の取組の可能性	… 7

1 雪対策基本計画の構成

(1) 目標と重点施策

雪対策基本計画は、下図に示すとおり、第7次小樽市総合計画で掲げた目標に向けて、重点的な施策として3点の柱立て（Ⅰ～Ⅲ）を行い、具体的な取組を克雪、親雪、利雪を意識して位置付けます。

分科会においては、「Ⅱ 協働による雪対策」を中心に、皆さまの御意見等を伺いたいと考えております。

図1-1

【目標】

北国ならではの自然環境の中、冬期間であっても、外出しやすいと感じられる環境や安全・安心で快適な市民生活の確保を目指します。

【重点施策】

Ⅰ

効率的な雪対策

Ⅱ

協働による雪対策

Ⅲ

雪堆積場等の確保

【取組】

克雪…降雪等に伴う課題を克服する取組
親雪…雪に親しむ取組
利雪…雪を資源として有効活用する取組

【取組(案)】

Ⅰ 効率的な雪対策

克雪

- 地域総合除雪による安全な交通の確保
- 効率的で持続可能な雪対策の検討
- 交通事業者や教育機関との連携強化
- 国道、道道の道路管理者との除雪体制連絡会議の充実
- 除雪機械の計画的な維持・更新
- ロードヒーティング設備の計画的な維持・更新

Ⅱ 協働による雪対策

克雪

親雪

利雪

- 雪対策に関する市民周知や市民からの意見聴取
- 砂まきボランティア制度の充実
- 貸出ダンプ制度などの市民協働のあり方の検討
- 新たな協働の取組の可能性
- 観光に配慮した除排雪

第3
回
分
科
会

Ⅲ 雪堆積場等の確保

克雪

利雪

- 恒久的な雪堆積場等の確保に向けた情報収集、調査
- 雪堆積場等の拡充に向けた検討

2 重点施策Ⅱ 協働による雪対策

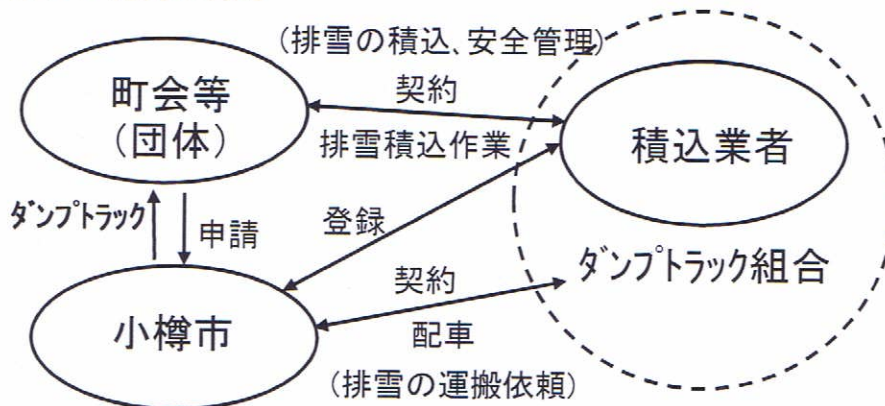
(1) 貸出ダンプ制度の現状

貸出ダンプ制度は、市民の皆様が居住する地域の冬期間の交通を確保するため、町会などが、自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が費用負担したダンプを無償で派遣し運搬処理を行うことにより、町会などの排雪費用の軽減を図るものです。（図2-1を参照）

この制度は、昭和54年度（1979年度）から実施されており、市民の皆様との協働事業であります。

図2-1

貸出ダンプ制度の利用



※第1回分科会資料から再掲示

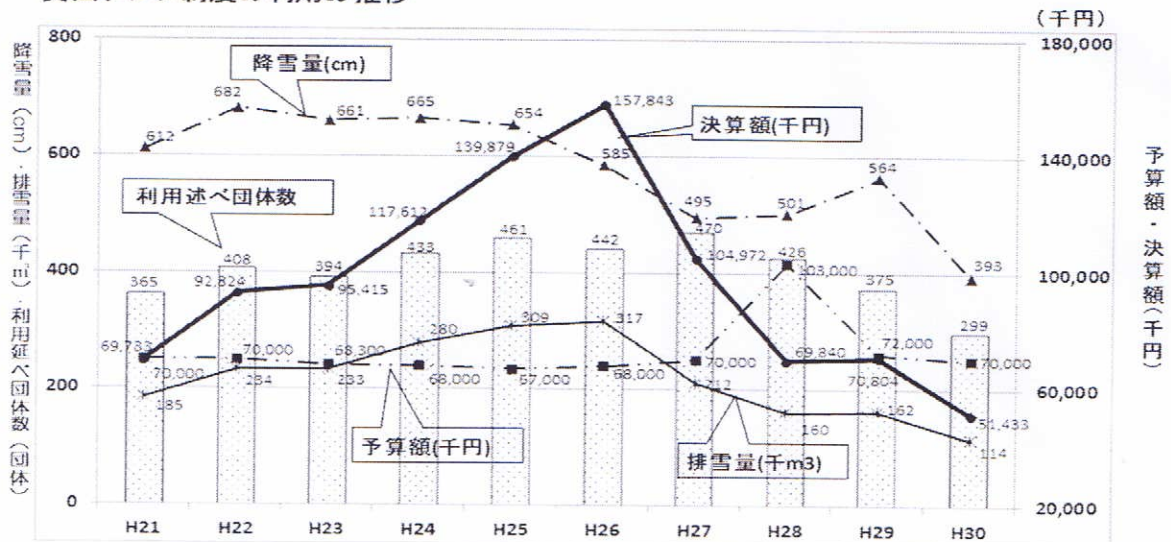
貸出ダンプ制度の利用の推移は、図2-2を参照ください。決算額に注目しますと、平成26年度には1億5千万円を超える状況となっております。

この原因は、道路以外の雪（屋根の雪、駐車場等民地内の雪等）の排雪と、道路内であっても広い幅員（概ね8mを超える幅員）の全幅を排雪することなど、不必要な場所の排雪が要因のひとつと考えられます。

そのため、平成27年度から、制度のルールを遵守していただくために、市が行う現地確認のパトロールを強化し、毎日、実施するなどの対策を講じて、現在に至っている状況となっております。

図2-2

貸出ダンプ制度の利用の推移



※第2回分科会資料から再掲示

平成26年度からの利用状況は、表2-1のとおりとなっており、平成26年度のピーク時と平成30年度を比べると、実施団体数は3割程度減少し、決算額は、気象状況の要因も有ると思いますが、1/3程度となっています。

貸出ダンプ制度は、市と市民の皆さまとの協働事業であり、市民の皆さまとの信頼関係により成り立っているものと認識しております。

今後の制度利用に当たっては、ルールが曖昧な部分は見直し、「規制」という考えでの運用ではなく、昭和54年当時にこの制度を立ち上げた趣旨に立ち返って、冬の生活道路における安全な通行を確保するために、時代の変遷に合わせた新たなルールづくりが必要と考えています。

そのために、貸出ダンプ制度の抜本的な見直しを含めた検討を行ってまいりたいと考えています。

表2-1

貸出ダンプ制度の利用状況の推移(H26～H30)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
期間	1回目	1.13～3.13	1.13～3.13	1.13～3.13	1.13～3.13	1.13～3.13
	2回目	2.20～3.19	2.20～3.17	2.20～3.15	2.20～3.13	2.20～3.13
申込団体数		332	333	303	258	242
実施済団体数		323	311	285	249	226
申込団体の延べ数		550	555	495	408	387
実施済団体の延べ数		442	470	426	375	299
施工日数(未実施日除く)		66日	65日	61日	60日	59日
排雪量(千㎡)		317	212	160	162	114
ダンプ台数(台)		2,853	2,546	2,012	1,834	1,323
金額(百万円)		158	105	70	71	51

(2) 貸出ダンプ制度の抜本的見直しの方向性

第2回分科会資料(P6)の貸出ダンプ制度の課題と取組(案)を再掲し、今後の貸出ダンプ制度の方向性について、御意見等を伺いたいと考えています。

※再掲示(第2回分科会資料P6)

課題と取組(案)

課題① 道路以外の雪の排雪

これまで、市職員による現地確認のパトロールを実施してきましたが、道路以外の雪(住居等屋根の雪、駐車スペースの雪等)の排雪に、この制度が利用されている実態も、一部、見受けられます。

現制度は、道路以外の雪の排雪は対象外ですので、公平性の観点から、利用団体と何らかのルールづくりが必要と考えています。

取組①(案)

(例) 運搬費用の分担

貸出ダンプ制度の利用に合わせて、道路以外の雪を排雪することが、地域住民の要望であり、同時に行うことで効率的な排雪作業となる場合においては、利用団体が、その運搬費用を公費負担分と分けて精算するなど。

課題② 市の財政負担

貸出ダンプ制度については、排雪作業の主体が町会等の団体であります。市は申請書をすべて受理しているため、事実上、予算の管理が難しく、青天井の費用負担となっています。

厳しい財政状況の中、今後の制度見直しについては、市の予算を有効かつ適切に行うために、何らかの上限等を設定する必要があるものと考えています。

取組②(案)

(例) ・助成金制度への移行

排雪作業費用の1/2等を助成、上限値を設定する等の助成金制度へ移行します。

・パートナーシップ制度への移行

市が排雪作業を実施するが、町会等団体が費用の1/2等を負担するパートナーシップ制度へ移行します。

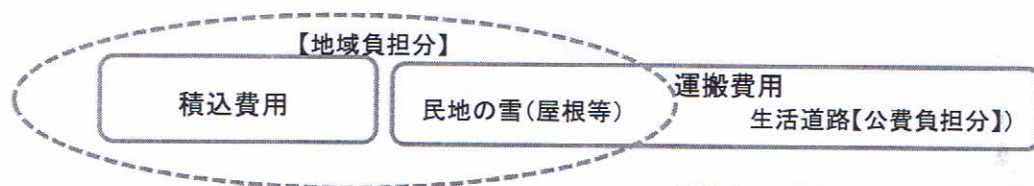
・制度の利用回数

現行制度の年2回までの利用を、年1回の利用とします。

① 道路以外の雪の排雪について

道路以外の雪の排雪は、公平性の観点から公費負担の対象外と考えています。しかし、地域内の相互扶助の観点から、生活道路の排雪作業に合わせて、民地内の雪(屋根の雪等)と一緒に排雪することが効率的な作業となり、お互い(地域)に経費節減につながるのであれば、運搬費用を「地域の負担分」と「公費負担分」に分けて精算するという明確なルール化を図り、一緒に作業してはどうか、と考えています。(図2-3を参照)

図2-3 道路以外の雪 費用負担のイメージ



問題点: 公費負担分との区分方法

② 市の財政負担

市の予算にも限りがありますので、費用負担額等に上限値（制限）を設けてはどうか、と考えています。そのイメージを図2-4、図2-5に示します。

参考として、貸出ダンプ制度における地域負担額と公費負担額の推移、割合は、表2-2のとおりとなっています。公費負担額は、排雪作業費の約6割となっています。

図2-4
貸出ダンプ制度 利用日のイメージ

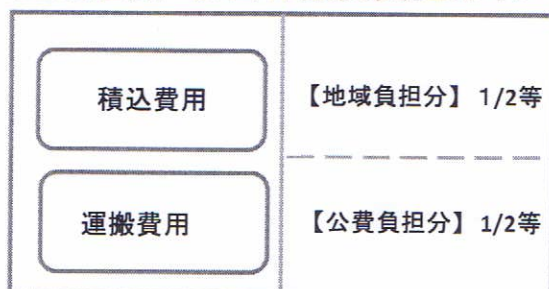


※利用日は抽選で決定

※利用日は協議(雪堆積場の利用調整のため)

問題点: 大雪時の交通確保等

図2-5
生活道路 排雪作業費負担のイメージ



・助成金制度

作業主体 地域(町会等の団体)

問題点: 作業の安全管理等

・パートナーシップ制度

作業主体 市(除雪ステーション)

問題点: 作業体制の確保等

表2-2

貸出ダンプ制度の負担額、割合について

(千円)

年度	項目	地域負担額	公費負担額	計
H28		44,414	69,840	114,254
		38.9%	61.1%	100%
H29		44,799	70,803	115,602
		38.8%	61.2%	100%
H30		32,220	51,433	83,653
		38.5%	61.5%	100%

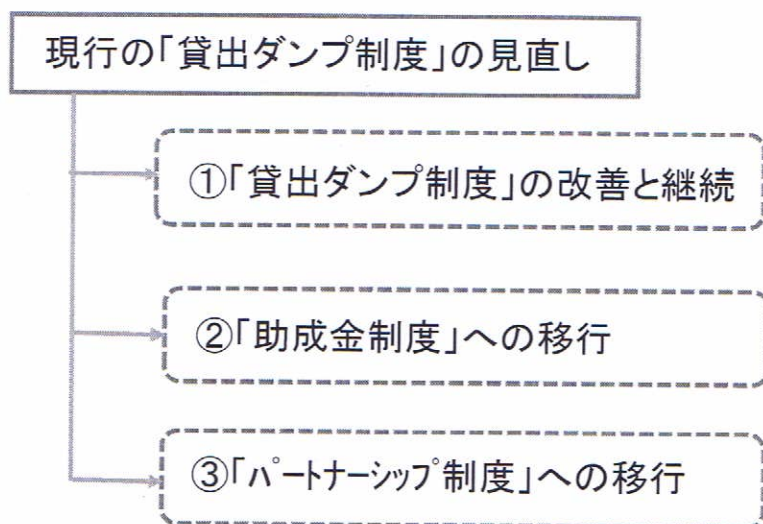
※「地域負担額」は、利用団体の領収書額を集計したもの

② 今後の方向性

生活道路の排雪作業を支援する「貸出ダンプ制度」の抜本的な見直しについては、協働の取組として、次の3つの選択肢を考えています。

一つ目は、現行制度の改善と継続（公費負担額に上限値を設定等）、
二つ目は、町会等の団体が事業主体となる「助成金制度への移行」、
三つ目は、市が事業主体となる「パートナーシップ制度への移行」です。
さらに、制度利用の対象者は、地域のまとまりの範囲として、原則、町会単位を設定したいと考えております。

図2-6



(3) 新たな協働の取組の可能性

今後の雪対策においては、行政だけの取組だけでは限界がありますので、協働の取組として、広く市民の皆さまとの協力、連携等が必要と感じています。

既に実施されている協働の取組（貸出ダンプ制度、砂まきボランティア、福祉除雪等）を充実させるとともに、除雪作業の担い手不足、高齢化の進行等を想定すると、今後、「地域における支え合い」の仕組みを築いていくことが必要と考えています。

まずは、市と町会の連携、協力が重要ですので、「町会支援員制度」の活用を提案させていただき、全国的な協働の取組事例等について、紹介いたします。

① 町会活動の支援

本市では、町会の自立性を尊重しつつ、市と市民との協働のまちづくりを推進するため、町会活動を支援し、及び町会の課題等の相談窓口となる町会活動支援員として、管理職にある職員を活用することができます。

町会支援員の活用は、町会からの申込みが必要となりますが、町会活動へ人的支援を行うことにより、今後の雪対策においても、町会との信頼関係を築くための一役を担う制度と考えています。

※支援員の業務は、次のとおりとなっています。

- ・町会行事、地域でのイベント等における支援
- ・町会の課題に対する相談、助言及び関係部との連絡調整
- ・市に対する町会の要望等の受付
- ・その他、市長が必要と認める業務

課題① 町会活動を支える担い手の確保

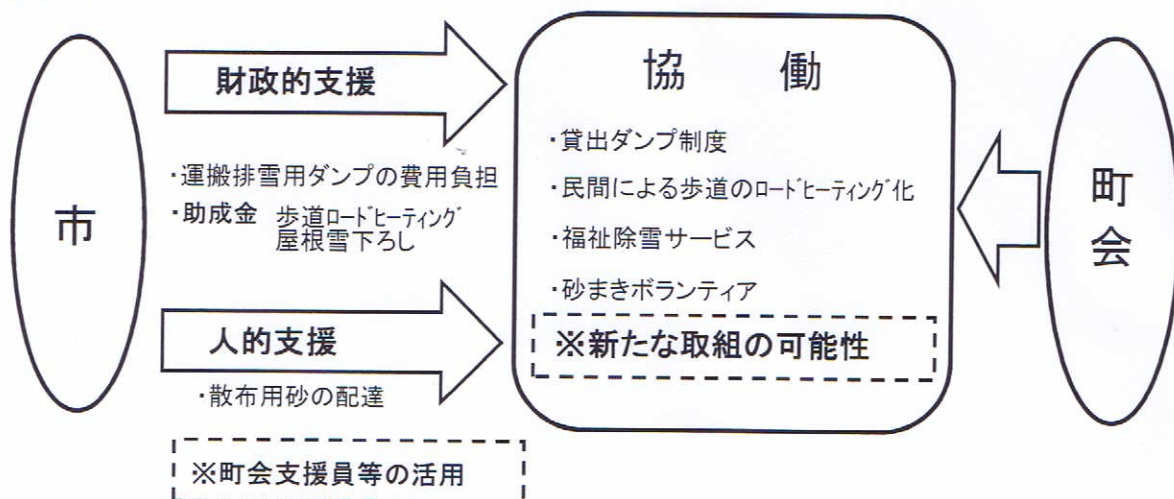
除雪業務に携わる担い手不足と同様に、町会活動を支える担い手を確保していくことが、今後の課題であるものと認識しています。

取組①（案）

（例）小樽市町会支援員の活用

町会支援員（市職員）により町会活動を支援することで、冬期間に限らず、地域が抱える課題に対し、市と町会の情報共有等が図られ、新たな協働の取組が可能になるものと考えています。

図3-1



② 日本スポーツ雪かき連盟の取組

一般社団法人日本スポーツ雪かき連盟（小樽市稲穂2丁目）では、「スポーツの力で除雪問題を解決する」ことを活動理念としています。

雪かきにルールを策定し、チームで楽しく雪かきで競い合えるよう「スポーツ雪かき」を考案しています。

「スポーツ雪かき」は、一人暮らしの高齢者が多い住宅街を競技エリアとして定め、各チームが担当する生活道路を実際に雪かきする行為そのものを競技として、ルールを定め、ポイント化しているのが特徴です。

「スポーツ雪かき」を通じて、地域内外の参加者に、小樽市の現状を知ってもらい、雪かきの担い手を増やすことを目的としています。

（参考）国際雪かき選手権（日本スポーツ雪かき連盟主催）

高齢化による除雪問題の解決と体験型コンテンツによる観光振興を目的として、小樽市において2014年から開催され、2019年で6回目の開催となっています。

第6回目からは、地域住民と参加者との交流による地域コミュニティの活性化をテーマに実施しています。その開催内容については、次のとおりとなっています。

◆第6回国際スポーツ雪かき選手権の開催内容

- ・開催日：平成31年2月17日（日）
- ・会場：開会式等 小樽市北陵中学校
- ・競技：小樽市石山町
- ・参加チーム：16チーム79名
- ・参加者：北陵中学校、小樽潮陵高校生、小樽未来創造高校生
海上保安庁、小樽開発建設部、小樽市役所
小樽ソーシャルワーカー協議会
手宮中央小PTA、JTB北海道
北海道観光振興機構など、小樽市内ばかりではなく
札幌市、苫小牧市、岩見沢市、東京都からも参加
- ・社会人スタッフ：13名（小樽市、札幌市）
- ・学生スタッフ：15名
（札幌学院大学、北海道科学大学
北海道大学、小樽商科大学
北海道芸術高等学校）
- ・協力：手宮連合町会の皆さま（地域住民への告知）
小樽市北陵中学校（体育館の解放）
石山町の皆さま（スコップ、スノーカートの貸出）

※参考資料 「日本雪工学会平成31年4月号
日本スポーツ雪かき連盟代表 松代弘之氏寄稿文」

課題② 市内で活動する団体との協働の取組

除雪問題を解決するために活動する団体等と協力して、ボランティアによる除雪等の担い手を増やすことが必要と考えています。

取組②（案）

除雪問題を解決するために活動する団体等と、地域を支える取組について、連携協力や情報共有を図ります。

③ 全国的な協働の取組について

平成31年3月に国土交通省国土政策局地方振興課から「安心安全な克雪体制づくり 取組事例集」が示されています。

地域の実情等の違いはありますが、各地で行われている協働の取組は、本市においても参考になるものと考えています。

掲載事例の概要

	市町村名	掲 載 事 例	事業主体
①	北海道上富良野町	屋根雪下しボランティア活動で安全と助け合いの意識を醸成	社会福祉協議会
②	青森県南部町	すべての町内会で自主的に除雪活動を行う体制整備を目指す	社会福祉協議会
③	岩手県滝沢市	行政・業者・自治会による三者協働の除雪体制づくり	市役所
④	山形県酒田市	地上から屋根雪下しを行う道具の実用性を検証	社会福祉協議会
⑤	山形県上山市	新しい支え合い・助け合いの除雪ボランティア活動を実施	社会福祉協議会
⑥	山形県尾花市沢市	民間企業が社会貢献活動として除雪ボランティア活動を実施	民間企業
⑦	新潟県糸井川市	歴史ある除雪協力会の若返りと技術継承を行う雪かきカレッジ	除雪協力会
⑧	長野県長野市	雪かき道場を通して安全確保と思いを共有できる仲間づくり	住民自治組織
⑨	島根県飯南町	より広い地域でより近く支えあふ赤名スノーヘルパーが始動	自治新興協議会
⑩	広島県安芸太田町	数年に一度の大雪に備えた雪かきボランティアの体制を構築	社会福祉協議会

※国土交通省ホームページから引用、作成

問い合わせ先

〒048-2672 小樽市塩谷2丁目10番5号

建設部 建設事業室 雪対策計画担当

TEL0134-26-0205 FAX0134-26-4469

E-mail kensetu-jigyo@city.otaru.lg.jp